

## 平成二十五年政令第三号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令  
内閣は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第  
九十二号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人  
は、次のとおりとする。

- 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国  
立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国  
立研究開発法人医療振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究  
センタ―、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研  
究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究  
開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立  
研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発  
法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発  
法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究  
所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立  
研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立  
研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技  
術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立  
行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人畜改  
良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労  
者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法  
人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支  
援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人海事教育機構、独立行政法人家畜改  
良センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、  
独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障  
害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機  
構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国际交流基  
金、独立行政法人国際化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車  
院機構、独立行政法人国際文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人人情  
事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情  
報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学  
改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機  
構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政  
法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機  
構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化  
振興会、独立行政法人日本高速道路保全・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センタ―  
、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業年金基金、独立行政法人農畜産業振興  
機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政  
法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法  
人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機  
構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人  
五 株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫  
六 日本中央競馬会、日本年金機構及び福島国際研究教育機構  
七 日本私立学校振興・共済事業団  
八 沖縄振興開発金融公庫

（施行期日）

附 則

抄

1 この政令は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行の日（平  
成二十五年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年三月三一日政令第二二一号）抄

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、附則第六条から第十二条まで、第十三条及  
び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月一六日政令第二六一号）抄

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十二条まで、第十三条及  
び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年二月四日政令第三五号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二二日政令第一三号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二六日政令第二一号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二二日政令第一三号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月九日政令第五七号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三〇日政令第七八号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十八年三月三〇日から施行する。

附 則（平成二八年二月二六日政令第三九六号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十八年二月二六日から施行する。

附 則（平成二九年一月二〇日政令第四四号）抄

（施行期日）この政令は、平成二九年一月二〇日から施行する。

附 則（平成二九年一月一〇日政令第四〇号）抄

（施行期日）この政令は、平成二九年一月一〇日から施行する。

附 則（令和四年六月一六日政令第二二八号）抄

（施行期日）この政令は、令和四年六月一六日から施行する。

附 則（令和四年一月一一日政令第三四八号）抄

（施行期日）この政令は、令和四年一月一一日から施行する。

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

---